

第 5 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成20年2月25日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成20年2月25日（月曜日）

午前10時3分開議

午後0時3分休憩

午後0時7分開議

午後0時30分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 公共関与による管理型最終処分場の整備について
- (2) 「有明海・八代海再生に係る提言」への対応について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 中原 隆 博
 副委員長 吉 永 和 世
 委員 西 岡 勝 成
 委員 鬼 海 洋 一
 委員 岩 中 伸 司
 委員 城 下 広 作
 委員 中 村 博 生
 委員 重 村 栄
 委員 溝 口 幸 治
 委員 森 浩 二
 委員 船 田 公 子
 委員 濱 田 大 造
 委員 山 口 ゆたか
 委員 浦 田 祐三子
 委員 内 野 幸 喜

欠席委員（1人）

委員 児 玉 文 雄

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村 田 信 一

次 長 中 山 寛

環境政策課長 坂 本 慎 一

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 古 庄 眞 喜

水環境課長 林 田 源 正

自然保護課長 久 保 尋 歳

首席環境生活審議員兼

廃棄物対策課長 本 田 恵 則

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 山 口 洋 一

商工観光労働部

総括審議員兼

商工観光労働部次長 渡 邊 昇 治

産業支援課長 前 田 正 夫

農林水産部

次 長 三 島 和 隆

次 長 吉 田 好 一 郎

農業技術課長 本 田 民 雄

畜産課長 高 野 敏 則

農村整備課長 加 納 義 英

森林整備課長 織 田 央

森林保全課長 下 林 恭

首席農林水産審議員兼

水産振興課長 堤 泰 博

漁港漁場整備課長 久保田 義 信

水産研究センター所長 岩 下 徹

土木部

次 長兼

下水環境課長 富 田 耕 司

土木技術管理室長 田 口 覺

首席土木審議員兼

河川課長 松 永 卓

港湾課長 生 喜 丈 雄

企業局

工務課長 山 下 真 治

事務局職員出席者

政務調査課主幹 堀 田 政 一
議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午前10時3分開議

○中原隆博委員長 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第5回環境対策特別委員会を開催いたします。

なお、本委員会に3名の傍聴申し込みがあっておりまして、これを認めることといたしたいと存じます。

それでは、執行部を代表いただきまして、村田環境生活部長からあいさつをお願いいたします。

村田環境生活部長。

○村田環境生活部長 おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進、それから有明海・八代海の再生につきまして、かねてから格別の御配慮をいただいております。深く感謝を申し上げます。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進につきましては、現在、昨年12月に事業主体として設立いたしました財団法人熊本県環境整備事業団において、用地測量や環境アセスメント手続の実施の準備を進めているところでございます。

今後とも、県と財団が一体となりまして、地元を初め関係者の方々の御理解と御協力、これが一番大事でございますので、御理解、御協力を得ながら、最終処分場の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有明海・八代海の再生につきましては、本年度も、海域環境の保全・改善、それから漁業の振興を図るために、県計画と県議会からの提言に沿いまして、生活排水対策、それから藻場造成などによる漁場環境の改善、

それから種苗放流等による水産資源の回復、試験研究など、さまざまな施策を着実に進めてきております。

今後とも、両海域の再生に向けまして、総合的かつ計画的に取り組んでまいり所存でございます。

本日は、両付託調査事件に係る本年度における取り組み、それから今後の予定につきまして、関係課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

また、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の一部変更案についてなど5つの事項につきまして御報告いたしますので、あわせてよろしく御願ひ申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題(1)ですね。産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件及び(2)有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件につきまして、平成19年度の取り組み状況及び今後の取り組みについて、一括して執行部から説明を受けた後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

それではまず、公共関与による管理型最終処分場の整備について、説明を求めたいと思います。

本田廃棄物対策課長。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

○中原隆博委員長 ちょっとマイクが遠ございますので、立ってお名前をおっしゃった後

は座って御説明をお願い申し上げます。

○本田廃棄物対策課長 ありがとうございます。

廃棄物対策課でございます。

それでは、座って説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料の2ページをお願いいたしたいと存じます。

1の平成19年度の主な取り組み状況でございますが、今年度の締めくくりといたしまして、1年間の主な取り組み状況をまとめております。

まず、(1)の地元説明等の実施でございますが、地元住民の方々に組織されておられます南関町の対策委員会やあるいは和木町の対策協議会、それから両町の議会、それから南関町の当地でございます臼間山の総合開発推進委員会等に対しまして、機会をとらえまして説明を行い、処分場建設への理解促進に努めてまいったところでございます。

主な実施内容といたしましては、平成18年度に実施をいたしました測量及び地質、地下水の調査結果を、昨年5月ないし6月にかけて説明をいたしております。

それから、これからいよいよ本格的に取り組んでまいります環境アセスメント手続の概要及び今後のスケジュール等につきまして、これも昨年6月以降から地元で御説明をまいったところでございます。

それから、地元の方から要望がございました建設予定地の周辺井戸、対象は約23戸ございますが、これの予備調査につきまして、昨年10月から地元で調査の依頼を行いまして、第1回目の結果概要につきましては、本年の1月、2月に地元で御説明をしたところでございます。第2回目の調査は2月、今月に入りましてこれを行ったところでございますが、現在最終調査結果を取りまとめ中でございます。今後、地元で、この結果につきましても、

御説明をしてみたいと考えておるところでございます。

また、南関町の臼間山の総合開発推進委員会におかれましては、4月に先進地の宮崎県の公共関与の最終処分場を視察していただいたところでございまして、これに県も同行をいたしております。

それから、8月には、この県議会の環境対策特別委員会の正副の委員長におかれまして現地の視察をしていただき、地元住民代表の方々との意見交換をしていただいたところでございます。

次に、(2)の事業主体となる財団法人の設立でございますが、これは12月の本委員会でも御報告をいたしたところでございますが、12月7日付で財団法人の熊本県環境整備事業団を設立いたしております。

②の設立目的に記載しておりますとおり、この財団は、南関町の処分場の建設というだけではなく、産業廃棄物の処理に関する各種事業を行うことによりまして、県全体としての環境保全及び産業振興を目的として、その必要不可欠な社会資本の整備としてこれに取り組むということを目的といたしているところでございます。

④の基本財産につきましては、本年1月25日に熊本市が補正予算で対応するというようにしてございました32万1,000円を出捐していただきましたので、現在515万7,000円となっておりますところでございます。

目標額600万円に対しまして、自治体分の3市5町分の残り10万3,000円、それから民間団体等の残り74万円がまだ未納でございますけれども、これにつきましても、引き続き参画を求めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3ページをお願いいたしたいと存じます。

⑤の構成団体、⑥の業務内容、⑦の役員及び評議員につきましては、この資料に記載の

とおりでございます。

それから、⑧の廃棄物処理センターの指定申請につきましては、本年の1月22日に財団から環境省の方に申請がなされております。順調にまいりますと、年度内にはこのセンターの指定を受けられるものと考えておるところでございます。

⑨の平成19年度の主な事業といたしましては、今後、用地測量、地質調査を実施いたしますほか、環境アセスメントの方法書作成に年度内には着手してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2の今後の取り組み内容でございますが、(1)の地元の理解促進に向けた取り組みでございますが、何よりも地元で御理解をいただくということが第一でございますので、これまでに実施いたしました各種調査結果に加えまして、現在取り組んでおります基本設計等の内容を活用いたしまして、引き続き、地元の方々に事業の内容等を丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

また、今後3カ年をかけまして実施を予定いたしております環境アセスメントの手続を通じまして、地元の環境に与える影響等、地元の方々の不安を払拭できますように、これも積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、(2)の地域振興策につきましても、公共関与基本計画におきまして地域振興に努めると明記をいたしておりますので、今後、地元市町や住民の方々の御意見等を踏まえまして、地元の方々の地域振興に努めてまいりたいというふうと考えておるところでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、有明海・八代海再生に係る提言への対応について、順次説明を

求めたいと思います。

まず、富田土木部次長。

○富田土木部次長兼下水環境課長 下水環境課でございます。

座って説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

生活排水対策の項目の中の生活排水処理施設の整備促進という項目でございます。

熊本県におきましては、熊本県の生活排水処理施設整備構想を策定いたしまして、平成22年度末の汚水処理の人口普及率82%という目標を立てまして、下水道、それから農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽、こういった諸施策を連携いたしまして整備を進めることといたしております。

平成18年度末の普及率につきましては72.4%ということで、これは全国と比べますと10%ほど低いという状況でございますけれども、伸び率でいいますと、その下にございますように2.3%、全国は1.5%ぐらいでございますので、それより大きな伸びを示しているというような状況でございます。

今後の予定ということで、先ほど申し上げました下水道、それから農業集落排水、合併処理浄化槽、このあたりの施策を連携いたしながら、82%の目標に向けて事業の促進をやっていくというようなことでございます。

それから、7ページの方をお願いいたします。

助成制度の拡充等市町村に対する支援の強化の項目でございます。

先ほど申し上げましたような施設の整備、これは主に市町村がやることになるものでございますから、そちらに対する国庫補助の引き上げでございますとか、補助対象基準の緩和、これを国に要望するという内容でございます。

この内容の一つの例といたしまして、今年度成果が上がりましたのが、単独処理浄化槽

の撤去費、これが補助対象ということになりまして、これとあわせまして県の補助というのも導入をいたしたところでございます。

今後も、引き続き、国庫補助の引き上げや補助対象基準の緩和等を国に要望していくというようなことでやっていきたいと思っております。

次に、8ページの方をお願いいたします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけという項目でございます。

浄化槽につきましては、個人が設置するものと、それから市町村が設置するものと、2種類ございます。市町村が設置するものにつきましては、やはり管理といったところが徹底されるというようなことがございまして、県の方といたしましては、こちらの方を推進していきたいというふうに思っております。

これにつきましては、11市町村が今現在進めておるということでございますけれども、市町村の財政もなかなか厳しいというような状況もございまして、なかなか伸び悩んでいるところもございます。

このあたりにつきましては、市町村に対して導入の要請を行ってまいり、それから国の方に対しては補助費の引き上げ等の要望をやってまいりというようなことで取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、林田水環境課長、どうぞ。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

着座のまま説明させていただきます。

9ページをお願いします。

本課では、河川や海域の水質の向上を図るという観点から、平成17年3月に、主に3点につきまして、関係します条例、それから施

行規則を改正しまして、平成20年4月の導入に向けて啓発、周知を図ってきたところでございます。

まず、第1点目でございます。

9ページでございますけれども、小規模し尿処理施設に対する規制強化の検討ということで、201人以上500人以下のし尿処理への新たな規制の拡大ということでございます。

それから、10ページを飛ばしていただきまして11ページでございますが、有明海、八代海に流入します適用区域を拡大いたしまして、上乗せ規制適用区域を全面的に広げました。

それから、12ページでございます。

3点目ですが、米粉製造業など7業種の事業所に対しまして、海の富栄養化の原因とされております窒素、それから磷を規制するというところで、関係条例等施行規則を改正いたしまして、いろんな機会を導入して説明してまいりました。20年4月からの導入でございますので、周知してまいりまして、施行後は適切に施行していきたいというふうに思っております。

それから、10ページをお願いいたします。

10ページは、普及啓発運動の展開でございます。

県下一斉の清掃活動などを行いまして、環境意識が定着するように、新年度も引き続き実施していく予定でおります。

それから、13ページをお願いいたします。

窒素、磷の上乗せ規制の検討でございますが、これは12年度以降を記載しておりますけれども、この数年間、環境基準がおおむね達成されております。そのため、いわゆる法律に基づきますところの規制の上乗せは困難でございますけれども、今後関係県と連携しまして、窒素、磷の削減指針を策定していきたいというふうに考えております。

なお、19年度の検査結果でございますが、現在取りまとめ中でございますので、まとも次第先生方にも御報告したいと思っております。

ます。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページでは、法令の遵守、指導でございますが、排水基準に適さないようなケースもございますので、そのような場合には改善指導を行いまして、指導を徹底していきたい、継続していきたいというふうに思っております。

水環境課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、本田農業技術課長。

○本田農業技術課長 農業技術課の本田でございます。

着座させて説明させていただきます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

農薬、化学肥料の使用量削減についてでございますが、環境と安全に配慮したくまもとグリーン農業の推進を通しまして、一層の削減に取り組んだところでございます。

19年度における取り組みでございますが、グリーン農業の推進に当たりまして、元気人気くまもと農業運動の柱の一つとして取り組みました。

その結果ということでございますが、エコファーマーにつきましては、昨年9月現在で全国第3位の8,819経営体に達しますとともに、17年度の最新のデータでございますが、農薬と化学肥料の使用量につきましても、12年度対比で、農薬につきましては約82%、化学肥料で約92%に減少しているところでございます。

また、県内8カ所で展示圃を設置しております。また、減農薬や減化学肥料技術の普及、定着を推進いたしております。

さらに、本年度から5年間、農地・水・環境保全向上対策としまして、農薬と化学肥料の大幅削減に取り組みます組織に直接支援を

いたしております。本年度は、107組織、約4,800ヘクタールということで、全国第2位の実績というふうになっております。

今後につきましては、これまでの取り組みを踏まえまして、農地・水・環境保全向上対策の拡大や定着、その要件でありますエコファーマーのさらなる認定など、引き続き一層の削減に取り組んでまいります。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
続きまして、高野畜産課長。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

着座して説明させていただきます。

資料の16ページをお願いいたします。

家畜ふん尿の不適切処理の解消に向けての提言でございますけれども、家畜排せつ物法が平成11年11月に施行されまして、堆肥舎等の整備を進め、おおむね施設整備につきましては終了しているところでございます。

(2)の19年度における取り組みでございますけれども、野積み、素掘りの不適切な処理農家、これにつきましては、平成17年11月末に解消しておるところでございます。

しかし、季節的に一部不適切な処理も見られることですから、引き続き個別巡回指導を行いまして、同法の趣旨を遵守していただくように周知徹底を図っているところでございます。

特に11月、これは畜産環境月間と位置づけまして、畜産農家の巡回指導や防災ヘリを使った上空からの監視活動、こういったものを行っているところでございます。

(3)の今後の予定といたしましては、残るビニールシートなどを用いた簡易対応農家、これがまだ160戸ぐらい残っておるわけでございますけれども、これらの農家は、住宅に隣接して同意が得られないとか、経営状況が

非常に小規模で整備が難しい、こういった部分がありますけれども、市町村、農協等と連携をいたしまして、恒久的な施設の整備、または農協が所有している堆肥舎等への利用、こういったものに誘導しているところでございます。

続きまして、17ページをよろしくお願いたします。

耕畜連携による堆肥の広域流通の提言項目でございますけれども、先ほど説明いたしましたように、堆肥舎の整備が進みまして大量の堆肥が生産されておるわけでございます。

そのために(2)の平成19年度における取り組みといたしましては、畜産主産地と耕種主産地の堆肥をいかに広域流通を図るか、ここを主眼に取り組んでおりまして、今年度、新たに堆肥見聞会等を通じまして、上益城の嘉島町、それとJA菊池との間で約30ヘクタール程度の稲わらと堆肥の交換、こういったものが始まっておるわけでございます。

また、堆肥コンクールも、ことしがちょうど11回目を迎えたわけでございますけれども、出品数も年々増加いたしまして152点と増加しております。また、品質におきましても毎年毎年向上しているわけでございます。

そういった中で、耕種地帯、より広域流通を図るためにストックヤード、これは堆肥を一時保管する場所でございますけれども、ストックヤードを整備いたしまして、特に、去る1月に熊本市の河内町、こちらにストックヤードが完成いたしまして、現在約1,200トン程度の堆肥が流通しておりますけれども、今後この流通がまたさらに増加するものと思っております。

また、(3)の今後の予定といたしましては、水稻部会の堆肥センター見聞会、こういったものを通じまして推進を図っていきたく思っておりますけれども、先般城南町と菊池との見聞会が終了いたしまして、今後さらに堆肥の流通が進むものと思っております。

でございます。

畜産課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、堤水産振興課長。

○堤水産振興課長 水産振興課の堤でございます。

座って説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

④の養殖場対策に関する項目事項でございます。

提言項目は、漁場改善計画の策定を推進するというものでございます。

この実現に向けた取り組みでございますが、漁場環境改善策というのを盛り込んだ漁場改善計画について、平成20年までに全漁場で策定をするというものでございます。

19年度における取り組みでございますが、魚類養殖場における漁場改善計画につきましては、本年度残っております8漁場で策定されまして、全漁場——これは100漁場でございますが、全漁場で策定が終了したところでございます。それから、ノリ養殖場でございますが、既に平成16年までに全漁場で策定が終わっております。

これからの予定でございますが、全漁場で策定が終わったわけでございますので、これからは改善計画の着実な実施を指導してまいります。

それから、18ページの下の段でございます。漁場改善計画の着実な実施についてでございます。

この実現に向けた取り組みでございますが、これは漁場改善計画を策定いたしました養殖業者に対しまして、計画に従った養殖を行うように指導していくというものでございます。

その19年度における取り組みでございますが、まず、ノリ養殖でございます。

これにつきましては、酸処理剤の使用状況などを調査いたしまして、適正使用と使用量の削減等を指導したところでございます。

それから、魚類養殖でございますが、魚類養殖につきましては底質調査と飼育実態調査を行っておりますが、この底質調査といえますのは、硫化物量の変化を見る調査でございます。硫化物量の数値が上がってくるといふことであります。底質が悪くなるという指標になるわけでございます。

それから、飼育実態調査といえますのは、魚の病気に白点病というのがございますが、この白点病がふえていくということになりますと、飼育水の環境が悪化するという一つの指標になるわけでございます。そういったことでこういう調査を行いまして、養殖方法の改善等について養殖業者を指導したところでございます。

これからも、今御説明いたしましたことを引き続き指導してまいります。

以上でございます。

○中原隆博委員長 続きまして、岩下水産研究センター所長。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターの岩下です。

座りまして御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

複合養殖技術の開発でございますが、これは県内の魚類養殖場の環境負荷が低減できますよう、県内に繁茂いたしておりますクロメという海藻を用いまして、複合養殖技術の確立を図るものでございます。

これまでに、生育状況の把握あるいは食害防止を目的といたしました試験を実施いたしまして、クロメの適正な養殖条件の基本的な技術につきまして把握してまいっております。

それで19年度におきましては、残された課題でございますクロメの採苗につきまして、

採苗密度等の効率的な条件を明らかにする試験を行ってきたところでございます。

今後は、利用価値の高いクロメ養殖を現場へ普及いたしますために、採苗から養殖までのマニュアルを作成いたしまして、クロメを対象といたしました養殖技術については、本年をもって終了したいというふうに考えております。

次に、20ページをお願いいたします。

適切な給餌管理の徹底でございます。

これは、環境への負荷が少ないE P飼料、エクストルーダペレットと申しますが、これまでの県内の養殖場の底質改善に非常に貢献している飼料でございます。これを養殖現場へ普及いたしまして適切な給餌管理を徹底する取り組みでございます。

19年度における取り組みにつきまして、マダイあるいはブリの給餌管理につきましてはかなり普及してまいっておりますので、新養殖魚種として注目されておりますカワハギの適切な養殖手法の開発につきまして、E P飼料を用いまして飼育試験を行っております。その結果、年に200グラム、大体商品サイズと見なされます200グラム程度まで飼育する技術が開発されております。

この基本的な知見を踏まえまして——ただ、カワハギの場合は、特に口が小さくて、なかなか摂餌ロスもあるといったカワハギ特有の摂餌行動といったものがございまして、こういった給餌方法、モイストといったものを活用しながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

今後とも、飼育試験を継続しながら、カワハギの適切な給餌方法といったものを把握してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、織田森林整備課長。

○織田森林整備課長 森林整備課の織田でございます。

森林の整備の関係につきまして御説明させていただきます。座らせていただきます。

21ページをお願いいたします。

まず、ボランティア活動への支援でございます。

平成19年度の取り組みでございますけれども、大津町、山江村、八代市に設置しておりますみどり世紀の森におきまして、県民の皆様の参加を得て、それぞれ2回ずつ、間伐、植栽等の活動を実施したところでございます。

また、ボランティア活動に対しまして、資材の対応ですとか、情報の提供、指導者の派遣等の総合的な支援を実施しますとともに、上下流の団体が連携して行います森づくり活動の支援を実施いたしました。さらに、県で行っております森林自然観察・体験教室を合計12回実施したところでございます。

平成20年度におきましても、継続してこれらの取り組みを推進していく考えでございます。

22ページをお願いいたします。

森林整備の着実な推進の関係でございます。

平成19年度におきましては、国庫補助事業の森林環境保全整備事業等によりまして、森林所有者等が行います植栽、間伐等の森林整備の支援などを実施したところでございます。ただ、平成19年豪雨災の影響から、一部繰り越しが出る見込みでございます。

平成20年度におきましても、国庫補助事業とともに、水とみどりの森づくり税や県単独事業なども活用しながら、計画的な整備を図っていく考えでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、久保田漁港漁場整備課長。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

座って説明させていただきます。

23ページを説明いたします。

提言項目の作れいで生じる砂利の覆砂事業への活用についてでございます。

平成19年度は、緑川の河口域で2.2キロの作れい、それから22.4ヘクタールの覆砂を、それからまた、荒尾地区で1.4キロの作れいと14ヘクタールの覆砂を実施しているところでございます。

今後の予定につきましては、平成20年度は、覆砂を伴う作れいは予定しているところではございませんけれども、今後も地元要望等を聞きながら、引き続き検討していきたいというぐあいに思っております。

24ページを説明いたします。

提言項目の干潟の耕うん、作れい、それから覆砂、藻場造成等の事業の実施についてでございます。

平成19年度は、①覆砂、作れいにつきましては先ほど23ページで申し上げました。そのほかに、八代地区におきまして3.8ヘクタールの覆砂を実施いたしております。

また、②につきましては、上天草の東、それから有明、上天草南の地区で、おのおの記述しております規模の増殖場を造成しているところでございます。

今後につきましては、①につきましては、平成20年度で八代地区で覆砂事業を、それからまた、緑川河口域で覆砂を前提といたしました測量設計調査を実施したいと思っております。また、岱明、長洲、熊本におきまして、市町村営事業としましての覆砂事業を、ここに書いております規模で実施したいと思っております。

それから、②につきましては、平成20年度で、有明地区それから松島地区で増殖場造成のため、また、天草東地区におきまして、藻

場造成のための測量調査を実施するという
ことにいたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、再度岩下水産研究センター所長。

○岩下水産研究センター所長 水産研究セン
ターでございます。

25ページをお願いいたします。

覆砂にかわる漁場環境改善策の検討でござ
いますが、これは、代替覆砂材といたしまし
て、碎石を利用いたしまして、アサリの増殖
手法を開発するものでございます。

19年度の取り組みといたしまして、16年度
に、熊本市の小島地先におきまして、碎石を
用いたアサリ試験漁場につきましては、漁業
者とともに、アサリの生息状況の追跡調査を
実施してまいっております。3年目に当たり
ます昨年11月の調査結果におきまして、各
試験区とも良好な分布を確認いたしておりま
す。

一方、潮流の速い漁場での漁場環境改善策
を検討いたしますために、18年8月に、宇土
市の網田地先におきまして、5ミリの碎石及
びノリの養殖用支柱を利用いたしました消波
施設を用いまして試験漁場を造成いたしまし
て、追跡調査を実施いたしてしております。

この結果でございますが、平成19年7月の
調査結果におきましては稚貝の着底が多く確
認されておりましたが、その後減少いたしま
して、12月の調査時点では、何せ潮流が速い
ということもございまして、碎石の拡散とと
もに、すべての試験区におきましてアサリが
確認できなくなっております。

なお、この試験区におきましては、国の研
究機関でございます水産工学研究所とともに、
稚貝の定着促進につながります砂面の流動と
の関係の数値化に取り組んでおりまして、今
後このモデル化を通しまして、アサリ漁場の

環境に即した増殖手法の開発を行ってまいり
たいというふうに考えております。

次に、26ページをお願いいたします。

藻場再生の試験研究の推進でございます。

これは、藻場の育成環境条件あるいは藻場
の増殖手法の開発を行い、海域に合った漁場
復元方法の確立を図るものでございます。

19年度の取り組みといたしまして、ガラモ
場あるいはアマモ場、これは下の米印に書い
てございますような海藻の繁殖場でございま
すが、これの環境調査、水温、塩分等、ある
いは流速、砂面変動等の調査でございます。
こういったものを行ってまいりました。

その結果、アマモを形成いたします環境条
件といたしまして、流速及び海底面の動きが
大きな制限要因であることはわかってきてお
ります。

また、アマモの種を採取いたしまして、現
場海域での播種試験を実施いたしました。播
種といたしますのは、簡単に言いますと、有効
な種まきの方法といったものでございます。

この結果、平成19年1月には、佐敷湾に播
種したものににつきまして、1年後の20年1月
におきましても数株残っておりまして、株の
定着といったものを確認いたしてありますし、
また、昨年の12月に同じところに播種いたし
たものにつきましては、今年の1月には発芽
いたしまして6センチ程度まで成長いたして
おります。

今後とも、八代海を中心に、ガラモ場ある
いはアマモ場の環境調査、あるいはその増殖
手法といったものに取り組んでまいりたいと
いうふうに思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、坂本環境政策課長。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございま
す。

27ページをお願いいたします。

②海砂利採取への対応のうち、海砂利採取の縮小についてでございます。

(2) 平成19年度における取り組みの2段落目でございますが、海砂利採取への対応につきましては、平成16年2月の県議会からの採取縮小との提言を受けまして、昨年3月に採取縮小継続という方針を決定いたしまして、これまで県としての削減計画の策定について検討を進めてきたところでございます。

本年1月に、熊本県海砂利採取削減計画―今後5年間の段階的な採取総量を規制するという内容の計画でございますが、この計画を策定いたしました。

この削減計画の内容につきましては、後ほど報告事項として御説明させていただくこととしておりますが、今後、本計画に沿って海砂利の採取削減を進めていくことといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 続きまして、前田産業支援課長。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。

恐れ入りますが、座らせていただきます。

28ページをお願いいたします。

法令の遵守、指導についてでございますが、海砂利採取に関する許認可を所管いたします関係3課が連携して、法令の遵守、指導の徹底に取り組んでいるところでございます。

平成19年度における取り組みとしましては、(2)に記載しております事項等につきまして、調査回数の増を初め、密度の濃いチェックを行うなどしつつ、許認可された採取計画どおりに適正な採取が行われるよう取り組みを行ったところでございます。

今後、さまざまな機会をとらえて法令順守の徹底を指導していくこととしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございました。それでは、続きまして、坂本環境政策課長。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

29ページをお願いいたします。

抜本的な干潟等再生方策の検討のうち、干潟等の実態の把握についてでございます。

(2) 平成19年度における取り組みでございますが、2段落目でございます。

子供たちへの環境学習の推進のために、小中学校の教師を対象に干潟漁業体験実習セミナーを開催いたしますとともに、広く地域住民を対象とした再生に向けた講演会、意見交換会を開催いたしまして、両海域の現状、課題や取り組みについて周知を図ったところでございます。

また、国が本年度、八代海北部海域をモデルとして実施しております社会資本整備事業調整費による調査につきまして情報収集を行っているところでございます。

(3) 今後の予定でございますが、2段落目、平成20年度におきましても、干潟漁業体験実習セミナーを引き続き開催いたしますとともに、地域の環境保全活動団体等への啓発、支援や協働体制の整備を行い、沿岸海域の再生に努めていくことといたしております。

次に、30ページをお願いいたします。

中長期的な取り組みといたしましての泥質化した干潟の再生策の検討、実施でございます。

平成19年度における取り組みでございますが、泥質化した干潟の抜本的な再生方策はいまだ確立されていない状況にございますが、できるところからの取り組みといたしまして、作れいや覆砂等を実施いたしますとともに、先進的な取り組み事例の収集や国土交通省において平成16年度から実施をされております

泥質干潟再生手法検討調査につきましても、情報収集を行っているところでございます。

今後とも、国や地方公共団体等と情報の収集、交換も行いながら、干潟の再生の検討に取り組んでいくことといたしております。

次に、31ページでございます。

同じく、中長期的な取り組みとしての泥質化の防止対策の検討、実施でございます。

泥質化防止の抜本的な対策につきましても、まだ同様に確立されていない状況にございますが、国、環境省や国土交通省において行われております調査についての情報収集を行いますとともに、国に対し潟土等の堆積状況の調査の実施について要望を行ったところでございます。

今後とも、国に対して必要な対策が実施されるよう働きかけていくことといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、久保田漁港漁場整備課長。

○久保田漁港漁場整備課長 32ページを説明いたします。

提言項目の覆砂などによる漁場環境の改善についてでございますけれども、提言の実現に向けまして、平成19年度は、①の覆砂、作れい、それから②の藻場造成、おのおのにつきまして、先ほど24ページで説明いたしましたけれども、そういった事業の内容を実施したところでございます。

また、今後の予定につきましても、①作れい、覆砂、②藻場造成おのおのに、24ページで先ほど説明いたしましたのと同じ内容の計画をしているところでございます。

33ページを説明いたします。

提言項目の藻場造成、魚礁設置による漁場造成と連携いたしました栽培漁業や資源管理

の推進についてでございますけれども、提言の実現に向けまして、平成19年度は、マダイにつきましては八代海を中心とした種苗放流、アサリにつきましては資源回復計画に基づきました資源管理型漁業の推進を図るとともに、先ほど、これも同じく24ページで説明いたしました増殖場、それから作れい、覆砂を実施したところでございます。

また、今後の予定でございますけれども、マダイにつきましては放流効果調査を、それからアサリにつきましては引き続き資源管理型漁業を推進するとともに、24ページで説明いたしました測量調査及び覆砂を実施したいというぐあいに考えております。

以上です。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
堤水産振興課長。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。
34ページをお願いいたします。

提言項目は、栽培漁業の推進体制の見直しについてでございます。

この実現に向けた取り組みでございますが、次期栽培漁業基本計画、これは第5期栽培漁業基本計画でございますが、これを策定するというものでございます。

平成19年度における取り組みでございますが、この第5期栽培漁業基本計画、これは既に策定をしておりますので、19年度は、この基本計画に基づき、マダイを273万尾、ヒラメを55万尾の共同放流を行ったところでございます。

こういったこれまでの取り組みによりまして、漁獲に占める放流魚の割合でございますが、マダイで1割、それからヒラメで2割に達しているところでございます。これからも、この計画に基づく栽培漁業関連の事業に取り組んでまいります。

次に、34ページの下の段でございます。

アサリなどの資源管理の強化についてでございます。

この実現に向けた取り組みでございますが、これは関係漁協の資源管理の取り組みを支援するというものでございます。

19年度の取り組みでございますが、18年の6月と9月に県とか市町村合同で行っておりますアサリの資源量調査結果、これから平成19年度における漁期の適正な漁獲量を推定いたしまして、関係漁協に資源状況に応じた漁獲をするように指導や助言を行ったところでございます。

こういった資源管理を行ってきたということで、少しずつではございますが、アサリの資源量というのは回復傾向にございます。

これからの予定でございますが、平成19年のこれもやはり6月、9月でございますが、資源量調査を行っておりますので、この調査結果に基づきまして20年度の適正な漁獲量というのを推定していくことといたしております。

次に、35ページをお願いいたします。

栽培漁業における複数県による広域連携を推進するという取り組みでございます。

この実現に向けた取り組みでございますが、マダイとかヒラメ、クルマエビの放流に関しまして、広域連携というのを推進するというものでございます。

その19年度の取り組みでございますが、マダイやヒラメにつきましては、鹿児島県と共同で八代海における標識放流試験を実施しております。今年度もヒラメ7万尾の標識放流を行ったところでございます。

それから、クルマエビについてでございますが、これも1,000万尾の放流を目標といたしまして有明海沿岸の4県で共同放流事業を実施しております。今年度も1,160万尾の放流を既に行っております。

これからの予定でございますが、マダイ、ヒラメにつきましては、現在では試験放流と

いうレベルでございますので、鹿児島県と本格的な共同放流について検討することといたしております。

それから、クルマエビについてでございますが、有明海沿岸のほかの3県と、より効果的な放流事業について検討をすることとしております。

次に、36ページをお願いいたします。

提言項目は、資源回復計画策定などの検討についてでございます。

この実現に向けた取り組みでございますが、資源が著しく減少しております魚種については資源回復計画を策定するというものでございます。

19年度における取り組みでございますが、アサリやヒラメ、それからトラフグにつきましては既に資源回復計画を策定しておりますので、こういった計画に基づく資源管理型漁業の推進に努めたところでございます。

それから、有明海のガザミでございますが、これにつきましては、資源回復計画案について、まだ国とか関係県、それに漁業者などとの調整を行っているところでございます。ただ、なかなか進まないということもございましたので、ほかの県に先駆けまして、とりあえずという点はございますが、長崎県と連携をいたしまして、自主的に産卵期の操業規制に取り組んだところでございます。

その操業規制の内容でございますが、長崎県側の共同漁業圏内では6月1日から15日間の操業規制、それから熊本県側では6月1日から1カ月間のすくい網による採捕を禁止するというものでございます。こういった規制に取り組んだところでございます。

これからの予定でございますが、ガザミにつきましては、ことしの3月を目標に資源回復計画が策定されるように国に働きかけを行ってまいります。それから、その他の魚種につきましては既に策定されておりますので、策定された資源回復計画に基づく資源管理型

漁業を推進してまいります。

それから、37ページでございますけれども、先ほど上の方も下の方も御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

次に、38ページをお願いいたします。

提言項目は、養殖管理手法の改善や指導に関するところでございます。

実現に向けたこの取り組みでございますが、これは養殖技術の指導や水産用医薬品の適正使用の指導を行うものでございます。

19年度における取り組みでございますが、ブリ養殖における魚病発生を低減させるために、ワクチンの使用を推進するなどいたしました結果、ワクチン接種率というのが100%になりまして、魚病発生の低減につながっているところでございます。

それから、水産用医薬品の適正使用の指導につきましましては、原則として毎月1回実施をいたしております。

これからも、魚病対策の指導を継続するなどいたしまして、適切な養殖管理を推進してまいります。

それから、38ページの下の段でございます。

酸処理剤の使用量の削減についてでございます。

19年度の取り組みでございますが、酸処理剤の使用量削減のためには、まず1番目に、酸処理液を再利用すること、それから塩を添加する高塩分処理をすること、高塩分処理をいたしますと、酸処理剤の量が少なくて済むということでございます。それから3番目に、pH計の活用をして適正濃度でを使用すること、こういったことを指導したところでございます。

これからの予定でございますが、酸処理剤の使用手法の改善については、これからも引き続き指導してまいります。特に、高水温化傾向で酸処理剤の使用量が増加してきておりますので、今年度行っております採苗時期をおくらすなどの養殖スケジュールの検討を行

うなどいたしまして、酸処理剤の使用量削減を推進してまいりたいと思っております。

次に、39ページをお願いいたします。

提言項目は、海域特性に対応した適切なノリ養殖管理の推進についてでございます。

この取り組みでございますが、これはノリ養殖業における適切な養殖管理の指導を行うものでございます。

19年度の取り組みでございますが、県漁連が組織しております海苔養殖推進協議会におきまして、近年上昇傾向にございます水温に適応した養殖スケジュールについて検討し、例年よりもおそい採苗を指導したところでございます。

これからの予定でございますが、漁場環境に適応した養殖スケジュールについて、これからも引き続き検討をしてまいります。

水産振興課は以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、岩下水産研究センター所長。

○岩下水産研究センター所長 40ページをお願いいたします。

燐の含有量の少ないえさの開発でございます。

これは、富栄養化の原因となります燐の削減を行いますために、燐の配合割合を変えましてE P飼料を用いまして飼育試験を実施いたしまして、魚の成長あるいは魚体内の燐の蓄積量を比較いたしまして、燐の含有量の少ないえさの開発を図るものでございます。

これまでの結果で、魚粉50%程度のものを35%に抑えましても、えさの中の燐の利用効率を上げると言われておりますクエン酸を2%程度加えますと、遜色のない成長といったものが得られておりますが、何せクエン酸というのは非常に高うございまして、生産コストの低減という意味合いからも、このクエン酸を0.5%程度に減少させまして、そのかわ

りにペプチドミールといいます摂餌の誘因物質を加えて、4カ月間の飼育試験を実施いたしております。

その結果、成長におきましては通常飼料と遜色ないものとなっております、燐の含有量の低減とともに、コストの低減も図ることができるのではないかとこのように考えております。

今後、試験飼料の環境負荷量あるいは飼育試験の結果もあわせて、燐含有量の少ない飼料試験の結果を取りまとめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、41ページは再掲でございますので、省略させていただきます。

次に、42ページをお願いいたします。

ノリの優良品種の開発、導入の促進でございます。

これは、優良品種の選抜あるいは特性の把握を行いまして、生産者によります現場実証試験を行ってまいるのでございます。開発した品種につきましては、県漁連等を通じまして、生産者に配付いたしまして、速やかな導入を図ってまいるのでございます。これまで3品種の開発を行ってまいっております。

まず、高水温耐性品種につきましては、既に県漁連等を通じまして生産者に普及いたしまして、今年度の普及率は約28.6%程度と聞いております。また、ノリの色落ち対策といたしましての低栄養塩耐性品種につきましては、これまで、色や味など品質面ではすぐれておりまして生産者の評価も高いものがございしますが、反面、依然といたしまして収穫量が少ないという課題も残っております。

今年度も、宇土市の住吉地先のノリ養殖漁場におきまして、生産者ととともに試験に取り組んでおります。年内に生産されました秋芽生産におきましては、非常によいという話を聞いておりますが、現在、在来種との生産量等の比較を実施いたしております。

3点目の低比重耐性品種につきましては、こ

れは河川水の影響等を受けにくい品種の開発ということで、これにつきましては、選抜育種によります有用株の選定を行っている段階でございます。

引き続きまして、有用な形質を持つ品種を選抜いたしまして、より優良な品種の開発といったものを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、43ページをお願いいたします。

連携強化のために、国へのリーダーシップの発揮、あるいは情報共有化のためのネットワークの構築等の働きかけでございます。

これは、今年度の取り組みといたしまして、平成16年4月から本格運用を開始いたしております有明海等環境情報・研究ネットワーク、これは下に書いてございますように、有明海、八代海の再生を図ることを目的といたしまして、関係機関の協力のもとに環境情報、これは県内の5カ所でございますブイロボの水温・塩分等の情報でございます。それと、浅海、定線の情報、あるいは赤潮、栄養塩といったものの情報を環境情報といたしました。あるいは、研究情報のデータベースを構築いたしまして、インターネット上で広く一般に情報の提供を行っているものでございます。

こういったネットワークに参加いたしまして、水質、赤潮、貧酸素、あるいはノリの栄養塩等につきましてデータを提供してまいっております。今後とも、関係県と連携強化を図っていききたいというふうに考えております。

次に、44ページをお願いいたします。

国等との共同研究等の推進でございます。

これは、関係県と関係機関と共同研究を実施いたしまして、効果的あるいは効率的な試験研究体制の充実を図るものでございます。

下の米印に書いてございますように、今、共同研究といたしまして、有明海・八代海等漁場環境管理調査、これは昭和49年からやっています水質調査等につきまして、国の独立行政法人であります水産総合研究センター、

あるいは有明4県、あるいは鹿児島と八代海の関係県と共同研究を行っております。

そのほかにも、有明海の夏の赤潮、あるいはタイラギ、ハマグリ、アサリといった二枚貝の資源回復調査、あるいは海面養殖のゼロエミッション推進事業、さらには、ノリに關します水産物の原産地判別手法等の技術開発等々につきまして、国あるいは関係機関、あるいは関係県、大学等と一緒になしまして共同研究を行っております。

今後とも、関係機関と連携を強化いたしまして共同研究に取り組んでまいります。

次に、45ページをお願いいたします。

有明海、八代海再生の研究の重点化でございます。

これは、効果的、効率的に研究の成果を上げていくために調査研究体制の充実を図るものでございまして、これまでも、時代に即した研究課題に沿いますよう、部の再編に取り組んできたところでございます。

19年度におきましては、本県にとって大変重要な産業でございます養殖業への対応を強化するため、養殖研究部を強化いたしまして、新規養殖魚種でございますキジハタ、あるいはシカメガキといったものに着手するなど、研究内容の充実を図ってまいっております。

また、研究センターが取り組みます計画あるいはその結果につきましては、水産研究センター研究評価会議を開催いたしまして、外部の委員の方の意見も聞きながら評価を受けるとともに、効果的、効率的な調査研究に取り組んでいるところでございます。

下段の大学や他の研究機関との連携強化でございますが、これにつきましては、水産研究所、国の西海区水産研究所、あるいは九州各県の水産試験場等と連携をとりました研究体制、あるいは情報ネットワーク等の整備につきましては、これまでも説明させていただいたところでございます。

19年度につきまして、具体的には、九州・

山口ブロック水産試験場長会、あるいは異業種交流といった観点からの県の試験研究機関連絡協議会、さらには、西海ブロック水産業関係試験研究推進会議等を通じまして、共同研究等についての情報交換を行っております。

具体例を申し上げますと、国の独立行政法人の水産総合研究センター、水産研究所等が窓口になりまして、4半期ごとに各研究機関の研究の内容及び漁業の動向といった情報交換を行っております。

今後とも、ほかの研究機関との連携強化に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部からの説明が終わりましたので、まず、1番目の産業廃棄物処理施設の公共関与に関する件について質疑を賜りたいと思います。

○溝口幸治委員 3ページの⑤の構成団体のところの説明で、今40市町村御協力をいただいている、あと3市5町がお願いをしているところだというお話がございましたが、そろそろ20年度の当初予算の審議もそれぞれの市町村で始まりますので、20年度の予算に計上してあるところは、当然協力していただけるという意思表示があるものだと思いますが、ひょっとして20年度の予算にも計上することができない市町村があれば、そのあたりの状況をお知らせいただきたい。

○本田廃棄物対策課長 20年度の予算を対応……

○中原隆博委員長 ちょっとマイクが遠いので、座って……。

○本田廃棄物対策課長 恐れ入ります。座っ

てお答えさせていただきます。

今お話がございました3市5町でございませうけれども、まず、地元の玉名郡市の2市4町でございまして、これにつきましては、12月の議会でもこの本委員会でも御説明をいたしたところでございますが、こちらにおかれましては、地元ということで、環境アセスメントが、ある程度、調査内容等につきまして御報告ができて、そして地元の御理解が大体得られて、環境保全協定が大体締結ができるなという見通しが立った段階で一応出捐をしていただくというようなことで、玉名郡市の2市4町につきましては意志統一をなされておられるようでございます。

したがいまして、この玉名郡市の2市4町におかれましては、20年度の予算対応というようなことにつきましては、御対応がまた将来になるというふうに思われます。

あと、阿蘇市とそれからもう一つは球磨郡の錦町でございますけれども、こちらにおかれましても、引き続き出捐の御協力依頼をしてまいったところでございますが、地元の阿蘇市の方でも、まだなかなか、地元の玉名郡市の方でそういう動きがあるときにということで、まだ予算の対応というようなところまで踏み込むのはいかなものかというような御判断があるように聞いております。

それから、錦町におかれましては、地元の方でまだ候補予定地の8カ所のうちの1カ所というような形で地元での反対運動等があって、なかなかまだその辺の対応が難しいというようなことがございまして、まだその辺——いずれにおかれましても、この財団法人設立の趣旨等については御理解をいただいておりますけれども、まだ予算対応というようなところまではいってないというふうに聞いておるところでございます。

○溝口幸治委員 2市4町については、まあ理解をするところですが、あとの阿蘇市と錦

町——錦町は私どもの隣ですが……。

○本田廃棄物対策課長 失礼いたしました。恐れ入ります。訂正させていただきます。

錦町におかれましては、19年度におけるの予算対応はもう既になされておられます。ただ、出捐についてのタイミングをまだ見計らっておられるというようなこととお話を聞いておるところでございます。まだ地元の動きでそうした動きがございますものですから、まだその辺の出捐のタイミングを見計らっておられるというふうに聞いております。

○溝口幸治委員 錦町については、議会も了解しているということだとふうに理解しましたが、阿蘇市については、やっぱりもうちょっと働きかけを強めてほしいと思います。

いわゆる県内全体の生活環境の保全とか、産業振興とか、そういうもので、いわゆる迷惑施設と言ったらいけません、県全体のをそこに運んで、ある意味犠牲になっていただく地域ですから、やっぱりそのあたりをしっかりと話をさせていただいて、それがなくなかなか2市4町の合意というのも得られないと思いますので、阿蘇市には再度しっかりと働きかけをしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○城下広作委員 関連して。

私も、12月の委員会で同じことを言わせていただきました。本来なかなか受け入れがたい問題なものを、やっぱり理解していただくとしているわけですから、いわゆる行政側が、ある意味では、先に理解をして強力にそのことにやっぱり力を注ぐということの一つのあらわれだと思いますよ、このもともと設立ということは。それをやらずして、住民には、ちゃんと理解してください、やっってください、そして協力してください、これは順番

が逆ですね、私に言わせると。

だから前回そういうことを言って、まだそれでも理解が進まない、状況を見てとなれば——これは状況を見てたら、住民側も状況を見てというふうになると、ずっと平行線ですよ、やっぱり。ずっとできないかもしれないというふうになる可能性も、反対材料をつくるということになるから、これはちょっと私は、やはりもっと県は、その立場をしっかりと行って、そこから先に進むと言わないと、住民の理解は進まないというような可能性になるということを心配しますが、どうでしょうか。

○本田廃棄物対策課長 12月の議会でも、城下委員の方から、そのような、県としても強く地元自治体の説得に積極的に取り組むべきだという御意見をいただきました。

その後も、私どもも、それぞれの団体の首長さんのところをお願い等に上がったわけですが、ご理解がなくても、何にしても地元の2市4町におかれましては、これは十分に理解はしていると。財団の出捐については、財団の設立についてこれを否定するものではないというような言葉もいただいております。それは、阿蘇市におかれましては、同様の御意見でございました。

ただ、いわゆる出捐をするということについて、もうしばらくそこのタイミングをちょっと見させていただきたいというような強いそういうお考えでございましたものですから、私どもとしましては、引き続き、ぜひ早急にこの財団への出捐をお願いしたいというようなことをお願いしてまいっておりますし、また、これからも、できるだけ早い時期にこの御出捐をいただきますように、これをまた働きかけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○城下広作委員 じゃあ、そういうことを踏

まえて、実際に地元のある意味では理解というのは、大体どこまでの段階に今来ているというふうに私たちは認識すればいいんですか。いわゆる公共関与の分の受け入れという状況、最終状況をもっと詳しくお願いします。

○本田廃棄物対策課長 地元におかれましては、もちろん今、溝口委員の方からもお話がございましたけれども、この最終処分場が進出してまいりますことにつきまして、例えば地下水の汚染がないかとか、あるいは河川の方に流れていきます表流水が例えば農業用水等で汚染を引き起こすことがないのかとか、あるいは大型ダンプあたりがしょっちゅう頻繁に通るということについて、地元へのいわゆる交通安全上の問題はないのかとか、さまざまな御心配がございます。

そうしたものにつきまして、今この財団を設立いたしまして、この財団が今後環境アセスメントを進めて、その辺どういった地元に対しての環境への影響が出るのか、それに対してどういう対策を講じていくのかというようなことを、逐次その辺を調査に基づいて対応策を考えるということについて——この環境アセスメントに取り組むことについては、ぜひこれをやっていただきたいと。その環境アセスメントに取り組む事業主体となる財団の設立、これについても、地元については御理解をいただいております。

ただ、その辺で、その環境アセスメントの結果で地元のやっぱり不安とかそういうものが解消できないと、なかなかその辺でそれから先の事業化に着手するというようなことは難しいというように思われますので、少なくとも今の段階では、そうした財団を設立して環境アセスメントに取り組むという地元の御理解は、私どもは賜っているというふうに考えておるところでございます。

今後、そうした地元の御不安につきまして、それにつきましては丁寧に、環境アセスメン

トを実施していく中で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 アセスをしてから、アセスの回答によって住民の理解も変わってくるだろうということで、とにかくアセスを早くやれるような形でやっぱり理解していただく、寄附をしていただくということで頑張っていたきたいと思います。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ほかに。

○岩中伸司委員 今、地元は、それぞれ首長を中心に、議会等々については一定の了解というか、認識は一致している。ただ、心配な面では、アセスの結果がどうなのか、きちんとそういう安全面で確信を持てるようなところのようすけれども、もう一つ、住民単位でいけば、私もすぐ隣の町に住んでいるんですが、余り聞こえてこないんですが、直接、近くの住民あたりの反対、立て看板等々はいっぱいあるんですけれども、その動きがなかなか今はないようなんですが、県はそれは把握されていますか。

○本田廃棄物対策課長 今、委員がおっしゃいましたように、地元に参加すると、地区地区におきまして立て看板等も立っております。ただ、今冒頭この資料の中で御説明をいたしました例えば南関町の産廃処分場の問題対策委員会、これも地元の方々に構成されるものでございますし、和水町におかれましては、同様に対策協議会というようなものを組織されておられます。

そうした地元の方々に組織されました対策委員会、対策協議会、そこにおきまして、私ども、これは資料説明のときに申し上げましたけれども、それぞれ御意見等を賜りながら、例えば、地質測量、地下水水質の調査結

果でございますとか、今後のアセスメントに取り組むスケジュール、それから地元の井戸水の調査等につきまして御協力をお願いし、そうした中で、地元の御不安等も賜りながら、そうしたものにきちんと今後アセスメントで検討してまいりますというような御説明を、地区のそうした委員会に数回呼ばれまして、そうした御説明もさせていただいてまいったところでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、地元のそういう委員会、協議会等々をつくってあるところについての理解は、これまで再三説明をして一定程度了解を受けているということで理解していいですね。

○本田廃棄物対策課長 そうした調査、それから今後アセスメント等に取り組むことにつきましては、地元の委員会等につきましても御理解を賜っているものというふうに私ども認識をいたしておるところでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、県としては順調に——この施設は本当に必要な施設であるわけですので、期間も延々と延びるわけにはいかないわけで、やっぱり予想される計画した日程で進んでいかなければいけないと思うんですね。その辺の自信は、今の答弁では十分あるように受けましたが、どうですか。

○本田廃棄物対策課長 アセスメントにつきましても、今後約3カ年かかって実施をしてまいります。供用開始を、今の最短のスケジュールでいきますと、平成25年度に供用開始ができるのではないかとこのように考えておるところでございます。それに間に合うように、私ども最善の努力を尽くさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

○森浩二委員 今のに関連してですけれども、この環境アセスとか地質調査ですね。悪い結果が出た場合は、撤退することもあり得るのですか。

○本田廃棄物対策課長 悪い結果といえますか、今後、例えば非常に透水性が高い地層が出てきたとか、あるいはそうしたものに対してどれだけの対策を講じていく必要があるのか、それが例えばコスト面におきましてどれぐらいかかっていくのかというような、そういった総合的な検討が今後必要になってまいるかと思えます。

そうしたものが、当然今後基本設計、実施設計の中に反映されていくわけでございますが、そうした中で、いわゆるコストパフォーマンスがどうなのかということも総合的に判断しながら、その辺を考えていく必要があるかというふうに思っております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

先ほど来、お話がありましたように、2市4町を取り巻くほかに1市1町、錦町はそういう形で動きが出てきたということで、それはもう本当喜ばしいことだと思うんですが、特に地続きではない、水脈は通じているかもしれないけれども、阿蘇市を早く説得して、やはり2市4町が同じテーブルに着けるような形を一刻も早くつくっていただきたいと、御要望を申し上げておきます。

それでは、続きまして、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を賜りたいと思います。

先ほど御説明がございましたように、何ページのどの部分と言っていたかとありがた

いと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○鬼海洋一委員 水産研究センターでしょうか、あるいは水産振興課でしょうか、どちらでもいいですからお答えいただきたいというふうに思うんですが、せんだってテレビのどの放送局かちょっとわかりませんが、玄界灘の生息生物といえますか、魚類の状況の報道があってありました。

これを見て非常にびっくりしたのは、せんだって0.5度海水温が上昇しているという、こういう報告もあっているわけですけれども、ここは海底の調査を行ったところ藻が食い荒らされてしまって、しかも、その食い荒らしている魚類というのは、南方のつまり天草あたりは金魚金魚というふうに言っている、まことに色のついたそういう魚類が、藻をむしばんで、そしてもうほとんど全滅状態にしていると。そこで、魚類が、ガラカブだとかあるいはアワビだとかというのが、全くとれなくなったというような、こういう調査結果の報道がなされておりました。

これは極めて重大な問題だというふうに思っているんですが、そうすると、その実態をもとにこれからの、ちょっと話もあっておりましたけれども、そういう、生息する南方の魚についても食うように指導していかないかぬというような話もあっていたわけでありまして、0.5度海水温が上昇したということは、この有明海におきましても、そういう生息魚類の変化が起きているんじゃないかというふうに当然考えられるわけですが、その辺のこの熊本県下、特に有明海、八代海を中心とする魚類の変化の状況、生息状況について、調査されているのか、つかんでいるのかどうかというのが、まず1つ。後でまた関連して質問したいというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。座らせて回答させていただきます。

まず、委員の御指摘にありました藻場の現状といったものについて若干御説明してまいります。

まず、藻場の現状につきまして、これまでに環境省の自然環境保全基礎調査というのがございまして、これは昭和53年と平成8～9年を比較いたしております。

これによりますと、有明海で2,066ヘクタールございましたが、これが1,599ヘクタールということで23%減少いたしておりますし、八代海におきまして、1,358ヘクタールが1,141ヘクタールと16%減少しております。

また、近年の水産庁の調査によりまして、平成15年から17年にかけて、53年と比べまして約65%に減少していると。特に、八代海の東部の中南部海域、あるいは天草の松島海域におきまして、アマモ等が非常に減少しているという状況でございます。

この藻場の減少の原因につきましては、せんだって報告されました環境省の有明海・八代海総合調査評価委員会の報告によりますと、沿岸域の開発によります干潟あるいは埋め立てによります生息場所の減少、陸域からの土砂供給の減少あるいは水質や底質の悪化等々によりまして藻場の減少といったものの原因が考えられておりますが、こういった特定の減少原因といったものが明らかにされている状況にはございません。

こういったものにつきまして、藻場に関しましては先ほど御説明いたしましたように、藻類の生息環境あるいはアマモの増殖といったものの調査研究を行っておりまして、若干の知見が得られているところでございます。

それと、先ほど委員のお話にありました海水温の上昇によります影響につきまして、まず、藻場の方からお話いたしますと、藻場の変動傾向に関する研究といったものを、昨

年度から水産研究センターも取り組んでおります。

これは、天草西海域におきます藻場の構成種が変わってきている可能性があるということで、昨年度から、九州6県、福岡からずっと左に回りまして、鹿児島あるいは宮崎までの6県でございます。これと、西海区水産研究所等と共同で調査研究を開始しております。

昨年度は、天草西岸の苓北沖と天草の大江沖の2地点につきまして、海藻の現存量等あるいは種類といったものについての調査を行ってきておりまして、現在のところ、南方系のホンダワラと言われますフタエモクあるいはキレバモクといったものが、53年度に比べまして見られるようになってきたというようなことを取りまとめているところでございます。

魚類の養殖につきましては、地球温暖化に視点を当てた特にそういった研究といったものは行っておりませんが、その温暖化によりまして想定あるいは懸念される影響といたしまして、若干お話しさせていただきますと、まず、ナルトビエイの増加によりますアサリ等々二枚貝の食害といった現象がございますし、ノリにつきましては、せんだっての事例にございますように、水温の低下時期がおくられることによりまして、種つけが遅くなる、あるいは養殖期間の短縮といったものがありますし、ノリの病害でございます赤腐れ病といった病害の拡大によります品質及び収穫量の低下といったものが懸念されてございます。

また、養殖業につきまして、高水温によります魚病の発生期間の長期化といったような問題、あるいは冬期の水温上昇によりますアコヤガイ等の赤変病発生リスクの拡大、そういったものもございます。

それと、藻場に若干関係しまして、南方系の藻食性魚類、これはバリといいましょうか——とか、イスズミとかメジナ等々のものがございますが、こういったものが寒くなりま

すと外海に出てまいります、こういったものが、水温が上昇いたしますと、中に残って藻類に食害を与えるといったようなものもあるかと思えます。

それと、環境面におきましては、赤潮の規模が拡大あるいは長期化するといったものもございまして、シャトネラとかコクロといった新たな有害の赤潮の出現の割合、そういったものもふえているというようなもろもろの、温暖化によりまして懸念される事象といたしまししょうか、そういったものが考えられるところでございます。

今後、やはりそういった温暖化によって魚類がどのような影響を受けるかといったものは非常に大事なことでございまして、そういったものも検討していく必要があるかなというふうにご覧いただいております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ちょっとよろしゅうございますか。

委員の皆さん方と共有しておきたいことは、海水温における0.5度温度が上がるというのは、海水温の0.5度というのは、陸上においては何度温度が上がったということになるか。その点をちょっと御説明いただければと思っております。

○岩下水産研究センター所長 海域の水温上昇が陸上に比べてどのくらいに値するかというのは、すぐにはここに情報として持っておりませんが、考えますと、陸上におきましては、きょう朝マイナス3度程度でございますし、夏場になりますと35～36度まで気温が上がってくるかと思えます。

ただ、海の中ですと、熊本県の場合ですと、内湾域におきましては大体13度、場所によって11度程度まで下がることがございますが、上がりましては28度から干潟付近になりますと30度程度ということで、海の中の水温の変

動幅といたしまししょうか、そういったのは陸上に比べますと非常に幅が狭いということがございまして。

そういったことで、やはり水の中の水温の0.5度あるいは1度というものは、かなり生物に大きな影響を与えるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○中原隆博委員長 ちょっと、私が聞いたのはそんなことじゃなくて、0.5度は陸上においては僕は5度だと聞いたことがあるんですよ。それくらいの温度差があると。だから、海水温の0.5度ということで環境変化が起きているというのは、地上においては5度くらいの割合があるから、大きな変動があって環境を破壊しているというようなことを聞いたことがあるんですけども、堤さん、それでよかったんですかね。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

ちょっと何度に換算できるかというのは非常に難しい問題だと思いますけれども、今所長が言いましたように、ほとんど変化しないのが海水でございますので、それからしますと大体15度、一番寒いときと暖かいときで13～14度しか違いません。陸上ですと40度ぐらいいまでするので、それから見ますと3倍から4倍は少なくとも換算していいと思うんですよ。

そういうことで、5度というのはちょっと行き過ぎかもしれませんが、4倍すると2度、3度——2度ぐらいに当たるのかなという気はしておりますけれども、5度はちょっと高いのではないかなと。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室でございますが、関連で、前々回に水産研究センターがこの委員会の方に報告いただいた資料の一部に気温についての記述がございましたので、それを御紹介させていただきたいと

思いますけれども、よろしいでしょうか。

○中原隆博委員長 どうぞ。

○森永環境立県推進室長 有明海、八代海についての、これは74年から2006までの33年間の水温についての調査の関連で記述がございまして、熊本市、八代市の気温については1.6度上昇というのがその資料の中に記述されております。

換算という話ではないんですけれども、実態としては、33年間で、熊本市、八代市において1.6度ぐらい気温が上昇しているというのが記述ではございますので、一応関連で御報告させていただきます。

○中原隆博委員長 気温がね。

ありがとうございました。

○鬼海洋一委員 中原委員長の方からの御指摘というのは、外で生活する場合に魚に対する負荷がどの程度なのかという認識の上からのお話であったろうというふうに思うんですが、今、岩下所長の方からお話がありましたように、11度から28度、大体その範囲の中で0.5度上がっているということは、外にいる我々からの生活からすると相当の影響が来ているという認識で見なきゃならないということであろうというふうに思います。

そこで、先ほどちょっと申し上げましたが、これは恐らく福岡の水試の方でも、当然これらの傾向については調査をしている、してなきゃおかしいわけでありまして、しているんだろうというふうに思っています。

確かに、ほとんどの藻場が食い荒らされて、そこではアワビなんかが生息する、あるいは魚が卵を産みつける余地もないような海底の悲惨な状況が画面に出てまいりました。

今後、熊本でも、当然これは同じような場所でもありますから、影響を受けることは必至

だろうというふうに、同じような状況が起きるといことも可能性としては必至だろうというふうに思っています。

ですから、その意味で、私は数年前にも申し上げたこともありますけれども、今、西海域の調査研究を共同してやっているというお話もありましたが、関連する水試との、例えば福岡の水産試験場等との連携したこういう取り組みについて、特にまた求めておきたいと思えますし、そしてこれらの課題について、やっぱり我々は、何でデータをそのときに調査して解析するかということを考えています。過去の変化はもちろんでありますが、将来における予測をするということが、非常に重要なことだというふうに思っているんですね。

ですから、その意味では、ますます水産研究センターの役割というのは大きくなったんじゃないかというふうに思っていますので、その点も特に今後の課題として取り組んでいただきますようお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、せんだって有明海・八代海再生セミナーに参りまして、部長もお見えでありましたが、なかなか知らぬところでよかこつばしよつとばいなというふうに改めて思いました。

藻場の造成について、有明高校……、芦北……（「芦北高校」と呼ぶ者あり）芦北高校ですよね。芦北高校で大変な努力をなされておりました、特に八代海の南部の方でしょうか。こういうところはかなり実績を上げる、そういう活動がなされておりました、感心いたしました。

実は、これは、例えばフィリピン等にも、マングローブを植えつけるために、日本のNPOがわざわざ外国に行ってするんだとかいう、こういうこともあっているようですが、このNPO法人等についても、既にそういう実験、実践等が八代海の中で行われているということをお聞きいたしまして、意

を強くいたしました。

例えば、熊本県が、あそこは水産高校は今何と言うのかな……（「苓洋」と呼ぶ者あり）苓洋高校あたりの学生あたりも含めて、こういう実践活動をされるといいなというふうに思ったわけですが、その辺は、特にNPOを含めまして、学校あたりの授業等の中で、藻場造成に対する取り組みを行っていくというようなことについても取り組んでいったらいいというふうに思うんですが、現在の実績ですね。これについてもお話しいただきたいと思います。

それから、せんだって何年前か西岡県議もちょっと議論をいたしました、不知火海の湾奥にマングローブが今生息をしているんです。実験として植わっておるわけでありまして、外来種をそこに植えつけるということの是非についても議論した経験もありますけれども、現実には0.5度上がっていく、マングローブそのものの生息域が北限をしているという状況もありまして、そういうものも現状を分析する一つの資料になってくるんじゃないかというふうに思っているんですが、今申し上げましたそれらの課題に対して、そしてまた今後の藻場造成等を含めましたこれからの活動について、現状と今後の方向があればお聞かせいただきたいと思います。

○岩下水産研究センター所長 藻場造成に関します地元の連携といいたしでしょうか、そういったものにつきましては、今、鬼海委員さんの方から御紹介のありました芦北の沿岸域の藻場造成につきまして、これは県立大の大和田先生と芦北高校あるいは地元の漁業者が一緒になりまして藻場のアマモのまきつけ等を現在やっているところですが、これにつきましては、本水産研究センターも一緒になりまして現在やっているところでございます。

何せ、アマモにつきまして、例えば先ほどお話ししました播種といって種をまきつける

方法と、どこかに生えていますアマモの株を移植する方法等々、いろいろ方法がございしますが、安定したそういった方法といったものが、これまでのところなかなか見つからない状況にございます。

そういったところで、うちは、ドンゴロスという一つの布袋みたいな中にそういった腐葉土等を入れまして、その中に種を入れまして、1月から2月ごろにまきつけるという方法で現在やっています、それで少し定着といったものが進んでいまして、そういった方法が、この芦北だけじゃなくて、水研センターのそばの宮津湾におきましても同じような結果を出しております。

こういった方法につきまして、ある程度の技術が得られました段階で、先ほどお話のありました芦北高校に限らず、そういったものに対して活動されているところと一緒にしまして、そういった技術の定着といったものを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 マグロの養殖についてちょっとお聞きしたいんですが、今ずっと話がありますように、有明海、八代海の再生については、山から農業、畜産、下水道整備、沿岸域の覆砂、それと飼料のやり方、いろいろ考えられる手段を使って再生をしていただいて、徐々に回復傾向にあるということは本当にありがたいんですが、私も地域振興の立場でマグロ養殖のことについてはお願いをした経緯があるので何ですけれども、牛深沖は潮流の不順な、流れの速い地域でございまして、そう心配はしてないんですけれども、新和沖の大規模なマグロ養殖は、聞くとところによるとやっぱり生えさが主体だと。

先ほど説明がありますように、EPを、タイとかハマチにはそういうものを使って、残

餌が残らないようなシステムで今環境負荷を極限抑えるような努力をされておりますけれども、大規模なマグロ養殖はその辺が一つ心配なんですけれども、大体最大級で今考えられている場合にえさをどのくらい使うんですか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

最高で6万尾の飼育を予定されているようでございますが、1日当たり大体100トンの生えが必要というふうな計算になると思います。1カ月で3,000トンぐらいの使用でございます。

○西岡勝成委員 そこですが、要するに今1匹ずつやるので、残餌は、昔みたいにミンチでやるわけじゃないので残りにくいとは思いますが、それにしても生えさを3,000トン……（「月です」と呼ぶ者あり）月3,000トンという量は物すごい量だし、ふんの量にしても相当なものがありますので、やはり今スタートする前に海域調査とか水質調査とかちゃんときちっと踏まえながら次のことを考えていかないと、私も有明海・八代海再生特別委員会の代表として、先生方と研究者の人たちと一緒に再生の委員会におりましたけれども、魚類養殖の海域環境に与える負荷というのは非常に大きいものがありますので、その辺は十分に、後で問題にならないように調査をしながら、また業者にも指導をしていただきながら、地域振興にもつながるようなマグロ養殖ができるようにひとつお願いをいたしたいと思いますが、どういう方を今考えておられますか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

今、マグロの養殖ができる場所といたしましては、大体1キロから4キロぐらいを設定いたしまして、そこで養殖をしていいですよということで今やっておるわけでございます

が、これは正式な免許に基づくものではございません。

今、先生言われますように、いろんなやっぱり問題が出てくるのではないかということで、自動車でいえば仮免許でございます。特別養殖の承認という形で今行っておるわけでございまして、試験運転でございます。

これで、例えば今言われるように、確かに海底が硫化物で汚染されるというようなことも考えられますので、そのときには例えば規模を縮小するという形で免許を持っていくという形でございまして、今それを実験でやっているというところでございます。当然、水質あるいは底質調査も継続していくと。それによって規模等を決めていきたいと思っております。

○西岡勝成委員 もう1点、これはちょっとほかの部署になるんですけども、砂利採取の件についてお尋ねをしたいんですが、海砂の採取ですけれども、私も聞いた話なんですが、海砂採取船のそばに行くと魚がもう入れ食いだと。

というのは、多分エビとかそういうものを吸い上げて、あとは砂だけとって流すので、その辺の周りに魚が寄るとということを考えれば、先ほど——3県で放流をしたりクルマエビをやってますけれども、そういうことが事実だとすれば、今砂利を採取しているのは熊本県だけですよね、有明海の中で。ほかの県からそういうことについてクレームはないんですかね。

要するに、せっかくみんなで共同してクルマエビあたりの放流をしていると。クルマエビは、もともと砂の中に潜って生息するわけですから、それをサンドポンプでばんばん——強力なサンドポンプですよ。吸い上げて流すと。すると、せっかく放流した種苗がやっぱり吸い上げられたり食われたりすることになれば、放流効果というのは本当に疑問視さ

れると思うんですけども、そういうことでの議論は3県の中でされたことはないんですかね。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

4県で今共同放流をいたしております、15年から19年まで、毎年1,000万尾を放流してきたわけですが、ほかの県とそういったことでしょっちゅう協議をしているんですが、ポンプで砂を吸い上げる、砂を採取することによるクルマエビの減少については議論されたことはないのではないかと考えております。そういうふうな話は聞いておりません。

○西岡勝成委員 簡単に。

要するに、先ほど聞いた話ですけども、釣り船が採取船のそばに行くと、入れ食いで釣れるというようなことから考えると、かなり資源を荒らしている可能性はあると思いますけれども、その辺に対する考え方を、課長はどう思いますか。

○堤振興振興課長 生き物によりまして、例えば干潟の中でも粒度の小さいところを好むやつ、それから大きな粒度がいいやつ、したがいまして、シルトがいいやつ、砂が適しているという、いろんな魚種がおるわけですが、そういった意味では砂をとっているわけですから、砂を好むクルマエビについては、影響が全然ないということとは言えないのではないかなというふうには思っております。

○西岡勝成委員 これは村田部長にもお願いしておきますけれども、県としても徐々に採取をしていこうということをされておりますので、ぜひその辺はきちっと守りながら、やっぱり資源保護の意味からも着実に計画を進めていただきたい。それだけです。

○村田環境生活部長 影響につきましては、幾つかの調査であるとかというようなことで、さきの一般質問でも、明確な影響は見られないというふうな報告をもとに御質問の中で触れられておりました。ただ、一部、その調査そのものでも、全くシロということじゃなくて、やっぱり一部の影響は記載されております。

あるいは、一部漁協では、そういうことに対して同意書——やっぱり影響があるということで同意書を出されていないところもありますので、今の時点で、環境問題、あるいは水産資源問題、あるいは水産までいかなくても底生動物に与える影響、地形への影響、これは全くないという、そういう懸念までないということまでは、ちょっと言えない状況にあるというふうに環境の方では見ておられて、そういったものも含めて、今回の砂利採取の削減については、予防的な意味も含めて措置をとらせていただきたい、そういう御理解をいただきたいというふうに思っております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

○城下広作委員 ちょっと2つ、今の関連で、砂利採取の件と藻場の件との分で聞きたい。砂利採取の部分で、例えば28ページの中で、法令順守、適正な採取の監視を行うということがございました。大事なことだと思います。

それで、採取のポンプの稼働の記録ですね。これは時間帯もわかるんですかね。

例えば、違法だから夜とるとか、監視していないときにとるとかになると、ポンプの稼働時間、その時間は何時から何時と、そういうような形のポンプというふうに認識していいのかということと、この歩どまりですけども、全部くみ上げると、砂と潟という分があ

って、実際には砂は何%ですという歩どまりを考えると思うんですけれども、この辺の考え方の基準をちょっと説明してください。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。

28ページの2番の採取ポンプと採取実績、それから3番目の歩どまりについて、3点をちょっとお話ししますと、歩どまり調査といいますのは、サンドポンプで砂を吸い上げて、船の上に網目があります。そこで必要なものをとると。

この網目といいますのは、大体5ミリから20ミリぐらいの網目の種類があります。網目が小さいのは小さい砂がとれる、網目の大きいやつは大きい砂がとれると、そういったやつなんですけれども、歩どまり調査といいますのは、5ミリの網目で1時間当たりどれだけとれるかというのを、実際に船の上で私どもの方で調査をいたします。1時間当たりこの網目だったらどれだけとれると。

次に、ポンプ稼働記録というのは、これは時間が出ます。何時間動かしたと。何時から何時までの何時間動かしたというのが出てまいります。

2番目の採取実績報告書にポンプの稼働時間と網目のサイズと実際の採取量を記載していただいて、それを毎月、毎日実施した分を1月まとめて私どもの方に報告書を出していただきます。

我々は、歩どまり調査で調査した1時間当たりの量とそれからポンプ稼働記録書というのを添付してもらいますので、それに基づいてチェックをいたしまして、実際に報告にあっているような量がとられているかどうかというような確認を行っているところでございます。

○城下広作委員 じゃあ、必ずポンプで稼働するときには、その時間は必ず同時に確認で

きるというふうになっているということですね。いわゆる稼働して——実際にポンプの時間は動かないで吸い上げるということはできないということですね。

○前田産業支援課長 採取ポンプ稼働記録に関しましては、そうでございます。かぎがついていまして、操作はできないようになっております。

○城下広作委員 正しい数字が間違いなく把握できるということで理解していいということですね。

○前田産業支援課長 ポンプの稼働の時間に関しては、そうでございます。

○城下広作委員 わかりました。

もう一つ、藻場のことでもう一回ちょっと確認させていただきます。

有明地区と松島地区で藻場の造成の調査をするということですが、この調査をして考える藻場というのは、いわゆる岩礁とかなんかをつくるという形で藻場の場所をつくる、こういう考え方なんじゃないかな。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

今年度測量調査関係をやりました、その結果をもちまして、基本的に石を置くような形で最終的にでき上がるんですけれども、それをもちましてそこに藻が生えるというような効果をねらった事業でございます。

○城下広作委員 いわゆる岩礁をつくって、そして藻場のできる環境をつくらうということなわけですね。それで、全国的に、いわゆる浅瀬に岩礁をつくって、藻のできる岩場に自然石を置こうというのがあるんですよ。それでやっぱり藻場が少なくなったというのは、

埋め立てでいわゆる藻場をなくしてきたというのがずっと、大体もともとの歴史があつて、あるところでは、人工的に埋め立てたところを逆にもう一回藻場の場所に戻そうかとか、例えば、コンクリートの突堤をつけているところを壊してそこを自然石の部分にやろうとかと、いろいろやっているところもあるんですよ。

こういうように、もっと藻場を本当に大事だということだと思うのであれば、ある意味ではそういうことも視野に入れていくのかな。今後どうなのかなということをやっと……。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

藻場造成の考え方をちょっとお話いたしますと、藻場には、先ほどお話ししましたように、アマモ場というのがございます。これは、砂泥域の比較的浅いところで稚魚の非常に育ちやすいようなところに生えている藻でございまして、非常に大事な藻でございます。

それと、今、先生がおっしゃいました岩礁等、あるいはブロックとかそういったものを入れて藻場を造成していくやり方、これはガラモ場といいまして、ホンダワラ類等の海藻を対象として藻場造成を行っていくものでございます。ふやす対象によって造成のやり方というのはあるのではないかとこのように考えております。

○城下広作委員 いろいろ、例えば、深いところでも藻ができる場所と浅いところで作る藻場の場所というのがあると思います。

1つは、だんだん、やっぱりある意味では、埋め立ててきたところに対して、余り活用してないところは逆にもう一回自然に戻そうかという考えも、いろんなところで考えられている部分があるから、ぜひ今後はそういうことも一つは検討すると。大がかりな埋め立てをしたところを戻すというのはなかなか難し

いでしょうけれども、小さい部分とかこういうことは考えていってもいいんじゃないかと思えます。

もう一つよろしいですか。

アサリの覆砂で碎石が効果があるということが、ちょうど25ページですか、ありましたですね。碎石で覆砂をしても効果があったという部分なんですけれども、これは、碎石がもし効果があればどんどん——砂をとるのがなかなか難しくなると、碎石の方でしっかりと取り組むということも考えていっていいのではないかと思いますけれども、これはどうでしょうか。

○岩下水産研究センター所長 アサリの増殖の基本的な考えは、これは全国的に今アサリの増殖というのをいろんな手法でやられております。

本県は、碎石等を使いまして、覆砂材にかわります碎石という手法で、その地盤の漁場の造成というのをやっておりますが、ほかに、例えば北海道に行きますと、ホタテという貝がございまして、この貝殻が非常にたくさんあるということで、こういったものを海にまくというやり方、あるいは、海底にいろんな網を沈めましてそういったものでやる方もあります。

そういったものに共通します考え方といいたまいませんか、それは地盤の安定といいたまいます、アサリが産卵いたしまして、約2週間から1カ月ぐらい浮遊いたしております。それが海底に着底いたしまして、また時を経て潜っていきますが、着底いたしまして潜っていく前の間、そういったところのいろんな波浪、あるいは地形のいろんな変化等による減耗といいたまいませんか、それが非常に大きいのではないかと。

アサリの増殖にとっては、地盤の安定というものは非常に大事じゃないかということでも今進めておりまして、そういったところで、

実際に事業化にいきます中では、覆砂というやり方が非常に効果があるというのはわかってきておりますが、今、先生がおっしゃいましたように、そういった覆砂材料の砂が非常に少なくなっている、あるいは制限を受けるというような状況もございます。

そういったことで、今うちがやっているのは、大体13ミリから40ミリぐらいの砕石を使いまして、その効果というのを確かめております。そこはかなり沿岸域ですと、そういった効果というのは、3年程度はまだ効果が認められるという状況もございます。ただ、それを沖合の方で砕石だけをやりますと、まだそういった波浪とか潮流の影響で必ずしもそれだけではいけないというようなところまでわかってきておりますので、その辺を、そういった稚貝が定着するための流速の数値化といいたいまいしょうか、そういったもので、大体これぐらいの流速であればこういったものが使えと、そういったところを国と一緒にやって今実際にやっているところでございます。

ですから、そういった形で、ある程度の効果といったものがわかるようになりますと、そういった形の利用の仕方といったものを進められるのではないかというふうに思っております。

○城下広作委員 わかりました。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○岩中伸司委員 関連で、今のアサリの関係で、25ページで最後に(2)の一番下に書いてありますね。

試験区でアサリが確認——半年後はもうできなくなったというのが今の説明のことで、いわゆる潮流が速いところでは効果がないということで理解していいですか。

○岩下水産研究センター所長 はい、そうで

す。

○濱田大造委員 水産振興課になると思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、天草の漁業関係者のだれと話しても、何せ所得が低いと。本当にもうけが少なくなつたと。昔に比べて少なくなつたというわけなんですけど、タイ、ヒラメ、クルマエビと、すごく一生懸命放流とかして、やっている。

結局、水産資源を熊本県が安定供給している、努力しているというのはわかるんですが、県民の食生活を守る、漁民の生活を守る、そのためにいろんな課が一生懸命努力されていると認識しています。

今必要なのは、環境も考えないかぬ、安全も考えないかぬと。最終的には、今漁民の方とかが求めているのは、何せ価格を熊本県上げてくれないですかと。私たち県議に求めてくるのは、何とかブランド化できないですかねと。

県でとれた水産資源をどうやって売り込んでいっていいか、漁業関係者自体がわからない状態で、それを私たち県議に接触する機会があれば、何とかもっと売り込んでくれという話をよくいただくんですが、私自身も、どうやって売り込んでいくのかというのがいまいちわからない。

県の部署の中で、そういうのを総合的に考えている人がいるのか。各部署は一生懸命仕事をされていると。どういう方向性で、複合的な政策、環境も考えて、熊本の水産資源を売り込んでいく、最終的に価格を上げていく、そういうのをトータル的にだれが考えていらっしゃるのか。どこの部局か教えていただきたいんですが。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

トータル的ということではございませんけれども、水産全般的には私どものところで対応をいたしているところでございます。

価格、値段が安いというのは、もうこれは全国的でございまして、実は平成7年の1世帯当たりの魚への出費と申しますか、これは実は8,500円ぐらい、平成7年は1世帯当たりあったんですが、平成17年になりますと、これが4,800円ぐらいまで落ちてきているということで、消費自体が落ちてきている。そういったことで基本的には需要と供給の関係でだぶついているということで、基本的には安くなっているというわけでございます。

その中でやっぱり高いのが、例えば大分県でございます。そういったことで我々もブランド化というのを進めているわけでございますけれども、うまくいっているところもございまして、全国がやっぱり同じようなブランド化を進めるということもございまして、すべてが今のところうまくいっていない状況にはございます。

そういった中であってうまくいっておりますが、例えば西海岸のアジあたり、これも取り扱いが絶対手で当たらないとか氷に乗せないとかという形で出荷をして随分高くなっておりますし、それからあと、姫戸のガザミあたりも、大型のやつを足が切れないように最初からくびって出荷するとかということでやっていきますと、やっぱり高い値段で買っただけでございますので、これからはそういったことをきめ細かく指導しながら、少し値段を上げていきたいなというふうに思っております。

それともう1つ、我々としては、市場開拓ということで今合併して大きくなっておりますけれども、天草漁協に補助金をやって、いろいろ新しく出荷先あたりが変わりますとリスクがございまして、そのリスク分という形で補助を行って、新しい市場の開拓というも行っているところでございます。

そういったことで、いろんなことでやっておりますけれども、まだ十分に効果を上げて

ない状況でございます。これからも頑張ってみます。

○浦田祐三子委員 済みません。34ページなんですけれども、34ページの下の段の(2)の一番最後の行なんですけれども、アサリの漁獲量について、資源管理を行ったことで、徐々にではありますが回復傾向にあるということでございますけれども、具体的な数値を教えてくださいませんか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。この後、報告事項の中でアサリの生産については報告することになっておりますので、そこで御報告をさせていただきます。

○浦田祐三子委員 ありがとうございます。

○山口ゆたか委員 報告に入る前に、報告もしっかり聞きたいので、ちょっと2～3分トイレ休憩をお願いしたいと思います。

○中原隆博委員長 どうぞ。じゃあ3分間の休憩。

午後0時3分休憩

午後0時7分開議

○中原隆博委員長 引き続き報告に移りたいと思います。

執行部から説明を求めたいと思います。

まず、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の一部変更について。

坂本環境政策課長、どうぞ。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

別冊の報告事項の資料の方をお願いいたします。

報告事項は5項目ございますが、1、2、3の3つにつきまして、環境政策課の方から

一括して御説明をさせていただきます。

○中原隆博委員長 簡潔にお願いいたします。

○坂本環境政策課長 恐縮ですが、着座のまま御説明をさせていただきます。

それでは、おめくりをいただきまして、まず1ページ、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の一部変更案についてでございます。

まず、県計画の概要でございますが、この計画は特別措置法に基づく計画でございます。国から示された基本方針に沿って平成15年3月に策定をいたしました。これまで毎年一部変更を行ってきたものでございます。

2、今回の変更の内容でございますが、計画本文について、関係の条例、規則の改正や計画の策定に伴う修正、数値データの時点修正等を行うとともに、4、事業の実施に関する事項につきまして、事業一覧に20年度に新たに取り組む事項を追加するなどの変更を行うものでございます。

具体的な変更内容につきましては、2ページから3ページに記載をいたしておりますので、ごらんをいただきたいと思いますが、アンダーラインを引いております箇所が今回変更する部分でございます。右端の変更の趣旨にその内容を記載いたしております。後ほど御参照いただければと思います。

それから、3ページの一番下、4、事業の実施に関する事項につきましては、事業の一覧表の追加修正でございますが、これにつきましては、また別途、参考資料といたしまして、県計画の一部変更案を別冊でおつけいたしております。これにつきましても、後ほど御参照いただければと思います。

恐縮ですが、1ページに戻っていただきまして、3の変更のスケジュールでございますが、今後関係市町村長からの意見聴取、それから国との事前協議、さらには国との正式協議を経まして、本年4月下旬ごろには変更し、

公表する予定といたしております。

県計画の変更については、簡単でございますが、以上でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関し、平成20年度に取り組む事業についてでございます。

県計画に関し平成20年度に取り組みます事業として、当初予算案に計上しております事業につきまして、4ページから以下19ページまでにわたりまして一覧表で記載をさせていただいております。

事業総数は、合わせて65事業、事業費総額は約101億円となっております。骨格予算の関係などから、前年度当初予算に比較いたしまして、約84億円、45%の減となっております。

なお、個別の事業につきましては、先ほど各課から説明をいたしました説明資料の内容と重複する部分もございますので、後ほどごらんいただくようお願いをいたしまして、各課からの個別説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3、熊本県海砂利採取削減計画についてでございます。

これにつきましては、お手元に別冊で県計画の資料を、2枚紙の資料でございますけれども、お配りをいたしておりますので、こちらの方をごらんいただきたいと思っております。

先ほども御説明いたしましたとおり、本年1月に、県としての海砂利採取削減計画を策定いたしましたので、その内容について報告させていただくものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1に削減計画策定の経緯等について記載をいたしておりますが、これにつきましては、先ほど説明資料で御説明した内容と重複する部分もございますので、後ほどごらんいただくようお願いをいたしまして、2の削減計画の内容から御説明をさせていただき

ます。

まず、(1) 計画の対象でございますが、有明海、八代海全海域における許認可の対象となる海砂利採取、すなわち販売の用に供する海砂利採取を対象といたしております。

(2) 計画期間でございますが、平成20年度から平成24年度までの5カ年間の計画でございます。

(3) 各年度の採取限度量でございますが、本計画では、いわゆる総量規制といたしまして、各年度ごとの採取限度量を設定いたしております。

この採取限度量の設定につきましては、一番最後のページに別紙として資料をおつけいたしておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。一番最後のページでございます。

一番上に基準年度といたしました平成19年度の許認可量を記載いたしております。許認可総量が21万340立方メートル、このうち、航路しゅんせつ、作れいに伴うものが7万3,090立方メートル、また、覆砂用のものが3万2,514立方メートルというふうになっております。

この2つにつきましては、その公共性あるいは公益性という観点から、削減対象とせず現状を維持するというようにいたしております。これら以外のもの、右側で削減対象分と記載しているものでございますけれども、この部分につきましては、毎年度5%ずつ削減していくということにいたしております。

その結果でございますが、恐縮でございますが、1ページの方に戻っていただきまして、一番下の枠囲みの中に記載しておりますとおり、採取限度量が毎年度段階的に減少していくと。現在の採取量約21万立方メートルが、平成24年度には18万7,000立方メートルまで、段階的に縮小されるということになるわけでございます。

次の2ページ、(4)採取削減の特例でござ

いますが、ただいま御説明いたしましたとおり、航路しゅんせつ、作れい、それから覆砂用の海砂利につきましては、採取削減の対象とせず、平成19年度の許認可量を確保するという特例を設けております。

これは、航路しゅんせつや作れいでの採取につきましては、航路の確保や漁場環境の維持という社会的要請で行われるものであること、また、覆砂用の採取につきましては、海域環境及びアサリ資源等の回復に特に効果的な対策であることといったようなことを考慮したものでございます。

次に、(5) 計画の見直しでございますが、5年後に計画を見直す、ただし、それ以前においても明らかな状況の変化が認められる場合には、計画内容の見直しを検討することといたしております。

(6) 県が事業主体として実施する公共事業の用に供される海砂利の取り扱いでございますが、基本的には計画に基づく海砂利の採取限度量の範囲内で対応するというようにいたしております。

また、(7) 県内産海砂利の代替材につきましては、技術的な課題、価格面の課題等もございしますが、可能なものから再生資源へ移行していく必要があるということを記述いたしております。

削減計画の内容につきましては、非常に簡単でございますが、以上のとおりでございます。

県といたしましては、今後、この計画に沿って海砂利採取の削減を進めていくことといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、堤水産振興課長。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。座って説明いたします。

21ページをお願いいたします。

4の平成19年度のノリ養殖及びアサリの生産状況について御報告をさせていただきます。

まず、ノリ養殖についてでございます。

採苗でございますけれども、平成19年も夏場の水温が高かったということで、それが秋口まで続いたわけでございますが、例年ですと、水温が24度以下になれば採苗を開始しておりますけれども、採苗後再び水温が24度を上回るということもございまして、いわゆる農業でいえばいい苗ができないということが近年多く見られたわけでございます。

そういった反省に立ちまして、19年度は、水温の十分な低下を待って、有明海では10月25日を中心といたしまして、八代海でも10月25日と、例年より大体20日程度おくれて養殖が始まったわけでございます。

本年度のこれまでの生産でございますが、養殖の開始が20日ほどおくれたということで、入札回数は例年よりも1回少ないわけでございますが、気象条件がよくて、またノリの苗がいい苗だったということで、ノリが良好に生育をいたしております。

そういったことから、落札枚数、ここでは7億6,000万枚となっておりますが、実は2月22日の金曜日に入札が行われておりまして、きょうこの数値が入りましたので、その数値で申し上げさせていただきます。

落札枚数は、7億6,000万枚のところは9億7,000万枚、平年同期は10%のところを15%上回っております。落札金額も92億円でございますが、平年同期を7%上回っているところでございまして、非常に順調に今ノリ養殖が行われているところでございます。

これからも、病害等に関する情報を養殖業者に提供するなどいたしまして、適切な養殖管理を指導してまいります。

次に、先ほど浦田委員の方から御質問がございましたけれども、アサリの生産状況について御報告をさせていただきます。

これは右の図に示しているとおりでございまして、平成9年、これは近年では一番少ない生産の年でございますが、平成9年以降回復傾向にあるわけでございまして、平成19年、これは1月から12月の暦年でございまして、4,959トンとなりまして、平成9年の約4.9倍に達しているところでございます。

ただ、このように生産というのは増加してきておりますが、私どもの目標としておりますのは、平成21年までに7,000トンというのが目標でございます。まだ届いておりませんので、これからもさらにアサリの資源がふえるように努力をしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、水俣港の百間排水路等ダイオキシン類対策については、生喜港湾課長。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。

座って説明させていただきます。

22ページをお願いします。

報告事項5の水俣港百間排水路等ダイオキシン類対策について説明させていただきます。

趣旨でございますけれども、この問題につきましては、熊本県としまして、平成14年4月のダイオキシン類による汚染土砂発見以降、公害防止対策事業として、早急かつ安全な処理を図るべく最大限の努力をしております。

汚染土砂発見後、直ちに専門家による検討で汚染原因者の特定や対策範囲と工法を決定しまして、平成16年度から、国の補助を受けた公害防止対策事業として着手いたしました。そして、しゅんせつ除去する土砂の埋立処分地を、チツソが所有します水俣市梅戸町1丁目に決定しまして、平成18年10月からことしの2月まで、1年以上にわたり処分地周辺住民等の理解を得るべく説明を重ねてまいり

ました。

具体の処分場所は24ページの写真をご覧ください。

この写真の左側で、黄緑色の枠組みをしまったところが、現在チッソが所有する処分地でございます。ここに、県が赤、水俣市が青色で囲った施工範囲の土砂を、緑色で表示します中間処理地で、セメントをまぜた後に水分を抜きまして、処分量を減らす処理をしまして、点線のように運搬しまして、最後の処分地で埋め立てを行います。

しかしながら、現在の計画内容は、これまでの1年以上にわたる説明でも、一部住民の理解が得られておりません。県の計画に反対される一部住民からは、無害化処理、チッソ工場内への処分、または、水銀へドロを封じ込めている岸壁背後の港湾用地への処分等を求められております。

これに対しまして、県としましては、処理方法につきましては、対策検討委員会の結果を踏まえまして、無害化処理は、技術が開発途上であり、多額の経費増が見込まれるということで採用しないこととしており、セメント固化処理を初めとする多重の安全対策を施しまして、無害化処理にも匹敵する計画にしております。

また、処分予定地は、チッソ所有の敷地でありまして、要求されておりますチッソ水俣工場内と港湾用地に比べ、総合的に見て安全性が高い場所であるため、適地であるというふうに判断しております。

以上によりまして、熊本県としましては、ダイオキシン類汚染の拡散を防ぐため、これ以上環境基準を超えるダイオキシン類汚染土砂の処理をおくらせるわけにはいかないというふうに考えており、一部反対はございますが、今後処分場用地の買収を行うとともに、工事に着手していく考えでございます。

なお、この問題につきまして、水俣市長は、計画内容を現時点では最善のものというふう

に評価されております。

また、水俣市議会も、県に底質ダイオキシン類対策事業の速やかな着工を求める決議を提出されております。

以上で説明を終わります。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項について、何か質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 ないようであれば、その他に移りますけれども、その他においても何かありませんか。

○岩中伸司委員 これは、荒尾における浦川支流の増永川でのPCPの検出についてということで、もう既に報告をいただいているのですが、これ以前からずっと原因をいろいろ調査をされたりとか——これによると汚染原因の究明等を今行っているということでありましてけれども、私はやっぱりはっきりしているんじゃないかと思うんですね。

ですから、こういう形でガイドラインを超える検出があったということがたびたび繰り返されるんじゃないかと、やっぱり抜本的な対策を立てなければいけないというふうに思いますので、これについて、ぜひ、どういう考え方で望まれるのか。これは環境保全課長ですかね、お願いします。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。

委員の御質問ですけれども、浦川のPCPの対応ということで、専門家で構成いたします検討委員会を設置いたしまして、過去4回ほど検討委員会をやっております。

昨年10月に、第4回目の検討委員会ということで、いろいろな提言、例えばいわゆる工場周辺の水源でございますけれども、そのあたりに影響がないようにきちっとやりなさい

と、それから放流先の河川につきましてはW
HOのガイドラインを守りなさいということ、
それからいわゆる原因究明というのはなかなか
難しいと、現状におきましてはですね。

そういった意味から、ずっと調査の継続を
やって、我々といたしましても、委員会から
いただいた提言に基づきまして調査をやりま
して、委員会にその結果を報告し、できるだ
け速やかにそういった原因究明、原因箇所が
特定できたらいいなというふうに思っており
ます。

○岩中伸司委員 原因究明がなかなかできな
いということで、いろいろ今までの情報でも
そんな説明はいただいたんですが、私からす
れば、もうはっきりしとるとじゃなかつかな
と思うばってんですね。

そういう中で、特に問題のある井戸水の利
用がされているということについて、これを
やっぱりストップさせるといようなことは
できないわけですか。

○古庄環境保全課長 検討委員会からのお話
では、やはりできるだけ揚水を続けた方がい
い。というのは、周辺の井戸に対する影響を、
できるだけリスクを低めるために、低減する
ために、くみ上げた方がいいと。ただ、やは
り放流先の水質というのも加味せんといかぬ
と。そういったバランスの中から、現状のよ
うな対応をとっているわけでございます。

○岩中伸司委員 今の説明は、その前の資料
にも載っていたようですね。点々とあるので、
問題の井戸水を揚水しないとほかへ拡散して
いくということの説明があったんですけども、
その理由でずっと来ているんですね。

ですから、抜本的なやつを何か——もうこ
れ以上議論してもあれですが、抜本的なやつ
が何か、決意等あればお願いしたいんですけ
ど。また起こるですよ、これ。

○古庄環境保全課長 いろいろ、原因箇所、
ボーリングをやったり何かして、それから井
戸を掘ったりなんかしてやりました。しかし、
本当、わからないというのが現状でございま
す。

○中原隆博委員長 最後に、要望を、副委員
長どうぞ。

○吉永和世副委員長 地元のことなので申し
上げますけれども、この前新聞記事に産廃問
題で市長意見書に関して若干業者に便宜を
図られたんじゃないかという記事があったわ
けでございますが、非常に今回、県に対する水
俣市民の信頼というものが若干低下したんじ
ゃないかなという心配をしているわけござ
いですが、そういった信頼を今後回復するよ
うな形でぜひ御尽力いただければなというふ
うに思っております。非常に敏感でございま
すので、ちょっとした手続の問題があると非
常に大きく影響しますし、また、公共関与に
も大きく影響するようになると非常に問題
になりますので、そういうところは真剣に
対応いただければなというふうに思っ
ておりますので、よろしく願いいたします。

○中原隆博委員長 じゃあ、御要望というこ
とでよろしゅうございますか。

ほかにないようであれば、付託調査事件の
閉会中の審査事件についてお諮りしたいと思
います。

付託調査事件につきましては、引き続き審
査する必要があると認められますので、本委
員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則
第82条の規定に基づき議長に申し出ることに
御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認め、そのよ
うにいたしたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

この1年、吉永副委員長を初めといたしまして、本委員会活動に委員の先生方には終始熱心に御審議をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。円滑な委員会運営に御協力いただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げたいと存じます。また、執行部の皆様方にも、御協力に対しまして厚く厚く御礼を申し上げたいと思います。

委員並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、ごあいさつとさせていただきますと思います。

ありがとうございました。(拍手)

それでは、以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。第5回環境対策特別委員会、以上をもって閉会といたします。

午後0時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

環境対策特別委員会委員長